

令和5年5月2日

保護者 様

幸手市立権現堂川小学校
校長 大八木 健夫

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、御清祥のことと存じます。また、日頃本校の教育活動に御理解と御支援を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、幸手市教育委員会から通知がありました。

つきましては、通知内容を踏まえ、本校では以下のとおり対応しますので、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策について

ア 健康観察

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理して登校せず、自宅で休養させてください。
- 児童の健康状態を継続的に把握してください。ただし、毎日の体温チェック・提出等は不要です。

イ 清掃・消毒

- 清掃活動とは別に日常的な消毒作業は行いません。

ウ マスクの着用について

- 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。（マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。）

エ 昼食・給食

- 「黙食」は緩和します。ただし、食事前後の手洗いや適切な換気を実施するとともに、会食中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないように十分に注意していきます。

2 陽性者発生時等の対応について

ア 児童の出席停止の対応

- 陽性者（有症状の者）の出席停止期間は、「発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。また、児童に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられ、医師等により登校を控えるよう指示された場合は、出席停止とします。
- 陽性ではあるものの無症状の場合は、陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまでとします。ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで」の期間とします。
- 上記を除く体調不良時、医師等から登校を控えるように指示された場合は、学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまでを出席停止期間とします。

イ 学級閉鎖の目安

- 同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて20%以上いる場合に、学校医の意見を参考にして、学級閉鎖の措置を校長が判断します。

ウ 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについて

- 学校において、濃厚接触者相当の者の特定は行いません。
- 「同居している家族が陽性となった児童」「学校で陽性者と接触があった児童等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした児童」であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童については、直ちに出席停止の対象とすることはありません。

3 備考

- 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しても、感染症そのものが変わるわけではありません。引き続き、基本的な感染症対策については実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。